

築上町告示第69号

平成25年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年5月24日

築上町長 新川 久三

1 期 日 平成25年6月6日

2 場 所 築上町役場議事堂

---

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

---

○6月10日に応招した議員

---

○6月11日に応招した議員

---

○6月12日に応招した議員

---

○6月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成25年 第2回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成25年6月6日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

平成25年6月6日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告

- ・提出された案件等の報告

②町長の報告

- ・報告第1号 平成24年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- ・報告第2号 平成24年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第4 議案第45号 専決処分について（平成24年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）

日程第5 議案第46号 専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）

日程第6 議案第47号 専決処分について（平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第7 議案第48号 専決処分について（平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）

日程第8 議案第49号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第9 議案第50号 平成25年度築上町一般会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第51号 築上町築城共同育苗施設条例の制定について

日程第11 議案第52号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第53号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第54号 築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について

日程第14 議案第55号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第15 議案第56号 豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- ・報告第1号 平成24年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
  - ・報告第2号 平成24年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- て
- 日程第4 議案第45号 専決処分について（平成24年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程第5 議案第46号 専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第47号 専決処分について（平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第7 議案第48号 専決処分について（平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第49号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第50号 平成25年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第51号 築上町築城共同育苗施設条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第56号 豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

---

出席議員（16名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |

5番	工藤	久司君	6番	有永	義正君
7番	吉元	成一君	8番	田村	兼光君
9番	塩田	文男君	10番	西畑	イツミ君
11番	塩田	昌生君	12番	中島	英夫君
13番	田原	宗憲君	14番	信田	博見君
15番	武道	修司君	16番	西口	周治君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	進	克則君	書記	宮房	優子君
----	---	-----	----	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川	久三君	副町長	……………	八野	紘海君
教育長	……………	進	俊郎君				
会計管理者兼会計課長	……………					田中	哲君
総務課長	……………	則行	一松君	財政課長	……………	中野	誠一君
企画振興課長	……………	渡邊	義治君	人権課長	……………	中野	康弘君
税務課長	……………	田村	一美君	住民課長	……………	平塚	晴夫君
福祉課長	……………	高橋	美輝君	産業課長	……………	田村	啓二君
建設課長	……………	平尾	達弥君	都市政策課長	……………	久保	和明君
上水道課長	……………	加來	泰君	下水道課長	……………	古田	和由君
総合管理課長	……………	松田	洋一君	環境課長補佐	……………	進	信博君
農業委員会事務局長	…	加來	直之君	商工課長	……………	神崎	一浩君
学校教育課長	……………	金井	泉君	生涯学習課長	……………	宮尾	孝好君
監査事務局長	……………	木部	英明君				

---

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、平成25年第2回築上町議会

定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

6月定例議会を開会招集いたしましたところ、全議員の皆様参会を賜りまして、大変ありがとうございます。

入梅宣言が5月27日にございましたが、なかなか雨が降ってこないようでございます。されとてまた豪雨になれば大変なことになりますけども、ほどよい雨は大変期待したいところでございます。

3月から今回定例、きょうまでの報告でございますけれども、旧蔵内邸が4月18日に開館オープンいたしまして、月曜日までの総人数が約8,600名一応来館をしていただいたところでございます。

当初は、一番多いときで、700名と多いときもございましたが、大体予想どおりの100名から150名程度というふうなところで最近では落ち着いておるようでございます。

何とかまたイベントを打ちながらということで、6月の26日からは金唐革紙の展示物を企画で整理しまして、それを展示していこうということで現在、企画をしているところでございます。

それから、2年に1回、町政懇談会を開催しておりますが、第2回目を6月1日に開催いたしまして、基本的には校区単位ということで開催をしてもらっておるところでございます。

それからあと、基地の関係でございますけれども、基地司令が県体に出まして、バタフライ、一応50歳以上の部で優勝したということで、郡の体育協会から表彰を受けたそうでございます。

それからまた、いわゆる採用して5年未満の職員を、きのう、おとといから基地のほうに体験入隊を、これは豊前市と一緒に共同で、私どもが10名、豊前が9名と、市長もみずから、きのう和白で1泊しておるようでございますけれども、市長もいわゆる新入市長ということで入ってもらうという状況で行ったようでございますけれども、非常に、私もタベ、激励に行ってまいりましたけれど、きびきびした動作、態度、そういうものを会得しておるようでございます。いい勉強ではないかなと、このように考えております。

それからあと、築上西高でございますけれども、11月には100周年記念を迎えますけれども、築上西高はレスリングの名門と言われます。さきの県の大会で団体優勝をいたしまして、九州大会に出場をすると。

それから、個人も県で1位が3名、2位が1名という、これも九州大会に出場するというところで、昨日表敬訪問がありました。

九州大会は6月の14日からサンパレスで行われるというところでございます。主な出来事等は以上でございますけれども、今議会では報告が2件、それから、専決処分が、これは予算関係

等々で5件ございます。

それから、補正予算は一般会計1件であります。

それから、条例改正案が4件、その他指定管理が1件ということで、議案としては11議案で、非常に今回は少なく提案をしておるところでございます。

いずれも重要議案ございますので、皆さんの御理解を得ながら、挨拶を申し上げまして、町長の行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告が終わりました。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、田原宗憲議員、14番、信田博見議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

5月31日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

6月6日木曜日、本日は、本会議で議案の上程、なお、議案第45号の専決処分、平成24年度築上町一般会計補正予算（第9号）ほか4件及び議案第56号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の（現行は一部改正する規約の制定 が入る）変更については、専決処分、繰り上げ契約の関係です。よって、本日即決することとして協議いたしました。

6月7日金曜日は、議案考案日といたします。

6月8日土曜日は、また、9日日曜日は休会とします。

6月10日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

6月11日火曜日は、本会議で一般質問とします。

6月12日水曜日は一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会とします。

6月13日木曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月14日金曜日は、産業建設常任委員会とします。

6月15日土曜日、16日日曜日は休会とします。

6月18日月曜日は、総務常任委員会とします。

6月18日火曜日は、委員会予備費とします。

6月19日水曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いいたします。なお、一般質問の受け付け締め切りは、あす6月7日正午までといたします。

以上、会期は、本日から6月19日までの14日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

また、原発事故以来、節電の必要性を踏まえた下記における本会議等でのクールビズについて協議をいたしました。その結果、委員会においては服装はクールビズにて実施することとし、本会議においてはノーネクタイ、上着着用とします。ただし、暑い中方は自己の判断で上着を取っていただくという結果になりましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日6月6日から19日までの14日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月19日までの14日間に決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第45号ほか11件であります。

また、例月出納検査報告は配付のとおり提出されていますので、あわせて御報告いたします。

次に、町長から報告があります。

報告第1号平成24年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号平成24年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての2件を一括して報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて町長の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 報告第1号平成24年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成24年度築上町繰越明許費繰越計算書地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第2号平成24年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成24年度築上町水道事業会計予算繰越額を別紙のとおり報告する。

平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号は、平成24年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告でございますが、一般会計、それから、特別会計におきましては農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計の繰越明許費の計算書の報告でございます。

一般会計におきましては、繰越件数が19件、繰越限度額が7億4,496万円でしたが、実際の繰越額は7億1,082万6,000円となりました。財源は、特定財源が5億6,893万9,000円、一般財源が1億4,188万7,000円となっております。

なお、内訳は、農業水利施設保全合理化事業が1件、社会資本総合整備交付金事業1件、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業1件、理科等設備整備事業2件、災害復旧事業5件、旧合併特例事業1件、それから、過疎対策事業2件、町単独事業が6件と、このような形となっております。

それから、農業集落排水事業特別会計は繰越件数1で、繰越額、限度額とも同額で1,700万でございます。財源は、これは一般財源となっております。

次に、公共下水道事業特別会計は繰り越し1件、繰越限度額は3億5,660万円で、繰越額は2億7,060万円となっております。

それから、簡易水道事業特別会計、繰越件数、これは1件、繰越限度額、繰越額とも同額の7,235万9,000円となっております。

以上、報告申し上げます。

次に、報告第2号は、平成24年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告でございますが、本報告は、平成24年度築上町水道事業会計予算繰越計算書の報告でございますが、600万円を繰り越すということで、内容としては、東九州自動車道の椎田インターチェンジ工事に伴う配水管移設工事が、このインターチェンジの工事の遅延によりまして年度内に完成できなかったということで、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越しをいたしましたものであります。

以上、報告します。

○議長（田村 兼光君） これで説明が終わりました。



日程第4. 議案第45号

日程第5. 議案第46号

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第45号専決処分について（平成24年度築上町一般会計補正予算（第9号））についてから、日程第8、議案第49号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までは、専決処分の案件です。

よって、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第49号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第45号専決処分について（平成24年度築上町一般会計補正予算（第9号））について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第45号専決処分について（平成24年度築上町一般会計補正予算（第9号））について）、平成25年3月26日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第45号は専決処分でございますが、本予算案は、繰越明許の追加を5件いたしましたものでございます。これは事前に委員会のほうにお願いしておりましたけれども、国庫補助金の繰り越し承認が来なかったということで、3月25日によろしく承認が国のほうからまいりまして、26日付で特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、それから、農地災害復旧事業、農業用施設災害復旧事業、河川災害復旧事業ということで、国庫の繰り越し承認をいただいってから即座に26日付で専決処分をさせていただきました。

それから、1件は、企業誘致条件の整備事業で、登記手続等が不備がございまして、手続をやり直したために日数が足りないということで、湊115号線の用地の分を一緒に計上させていただいておるところでございます。

よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第45号について採決を行います。

議案第45号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第46号専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第46号専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正予算（第1号）について）、平成25年4月10日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第46号は、これも専決処分でございますが、平成25年度の一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算は、既定の歳入歳出総額を95億4,880万円に5,630万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を96億510万円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、5月19日に執行された県議会議員の補欠選挙の選挙関連費用991万9,000円、それからもう1点、旧ごみ処理場の煙突の撤去費用4,638万1,000円でございますが、これは、現在、3月の下旬に旧ごみ焼却場の煙突に亀裂が入ったということで、急遽撤去しなければいけないということ、これも事前に委員会の皆さんには一応予備費で上げさせていただくということをお願いを申し上げておりました。

そして、一応専決後にすぐに設計に取りかかったということで、既に設計はでき上がっておるようでございますが、こういうことで専決処分をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議いただき、御採択をお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第46号について採決を行います。

議案第46号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第47号専決処分について（平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第47号専決処分について（平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成25年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第47号も、これは専決処分でございますが、平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決でございます。

本予算は、議員さんも御存じのように、赤字会計をしておるところでございます。当初の予算総額に2億952万円を追加いたしまして、既定の歳入歳出予算の総額を2億978万5,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、24年度の決算見込みで、約2億952万円の歳入欠陥が見込まれました。それで5月28日付出纳閉鎖に伴いまして専決処分をいたして、平成25年度の予算を、24年度に回すというようなことで財政措置をさせていただいたところでございます。

よろしく御審議をいただき御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第47号についてを採決を行います。

議案第47号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7、第48号専決処分について（平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第48号専決処分について（平成25年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、平成25年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第48号も専決処分です、これもの繰り上げ充用の措置でございます。

国民健康保険特別会計予算、歳入歳出の総額が27億8,248万6,000円に1億6,000万円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を29億4,248万6,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、決算見込みで1億6,000万円単年度赤字が見込まれました。この赤字を繰り上げ充用により補填するものでございます。

なお、前年度が約5,064万6,000円赤字になっておりますので、今年度は単年度で1億935万4,000円、合わせて1億6,000万ということで、非常に国保財政は厳しい状況になっておりますが、先般の国保運営審議会におきましても一応今後の税率改正は行われなくて、現行のままいって何とか給付を下げる努力でいこうと、このような一応国保運営協議会での御決議もいただいております。

よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

○議員（4番 工藤 政由君） ちょっと聞きますが、これ結構かなり莫大な赤字が出ていますが、前年度と比べてどれぐらいかわかりませんが、大きな原因、これだけ1億6,000万の大きな赤字という大きな原因は何か質問します。

○議長（田村 兼光君） 平塚住民課長。

○住民課長（平塚 晴夫君） 住民課の平塚です。主な原因は、医療器具がふえたということと、前期高齢者交付金というものがあります。これが若干数字はふえてはおりますけど、その分が思うように入っていないと、25年度は8億2,000万の交付予定がありますが、これより1億7,000万くらい24年度少なかったというところと、あと、税収が若干落ちているというところがございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（4番 工藤 政由君） 制度的なものはしょうがないでしょうけど、税の収納率が少し下がったというのも原因ということでしょうけど、これ結構大きな赤字、聞くとによると、国保税は、結構この近隣でもうちが一番高いというような話を時々聞きますけど、そういう事実はどうなのか。

また、これだけの大きな赤字を抱えれば、収納の基本的な体制を見直さないかんのやないかと思えますけど、応能益割で今何%か知りませんが、その辺の割合も見直していかなきゃいけないような状況なのかどうか、再度質問します。

○議長（田村 兼光君） 平塚住民課長。

○住民課長（平塚 晴夫君） 住民課の平塚でございます。築上町の税率といたしまして、これは、国保の総額、調定額を被保険者で単純に、いわゆる1人当たり保険料、これを見ると、行橋、豊前、京築の中ではトップではありません。しかしながら、近い水準にあるということは、これ間違いのないところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（4番 工藤 政由君） トップではないちゅうのでしょうけど、県内ではかなり保険の税率、国保税の税率がかなり高いという話を聞いていますが、それに高い上にこれだけの赤字ということになるとまた負担がふえるんじゃないかと、そういう不安も感じますが、税率も変えなくて、このまま赤字がずっと続けば、一般会計から補填するんでしょうけど、そういうのを考えてどうなんですか。

これ非常に難しい問題でしょうけど、今後こういう赤字、大きな赤字が続いていくと、非常に町にとっても大きな負担になるかと思えます。

しっかりこの辺も考えて、税もふやさず、赤字もふやさずというのは非常に難しいでしょうけど、努力して、努力するような何かいいような方策はあるのか、もう1回、最後、3回目ですから、最後の質問します。

○議長（田村 兼光君） 平塚住民課長。

○住民課長（平塚 晴夫君） 住民課の平塚でございます。今年度は、昨年から医療費通知とかジェネリック通知、これは事務として行っております。それで、医療についてはなかなか落ちないというのが現状でございます。

今年度、25年度は国の補助事業を受けまして、各戸に訪問をするということで、検診率を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第48号について採決を行います。

議案第48号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第8、第49号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第49号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成25年3月29日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第49号も、これは専決処分でございます。本案は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

地方税法等の一部改正をする法律の施行に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

中身は、国の基準による額の改定というふうなことでございます。新旧対照表を見ていただければわかると思いますが、「50万円」を「51万円」ということで、これは減額の関係でござ

いますけれども、基礎課税の分でございますので、それからあとは、「13万円」の項目が「14万円」に変わると、それから、これが、減額の関係で、10万円が12万円に変わると、このような形で税が変わりまして、あと、また、文言の変更等々もございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（15番 武道 修司君） 大したというか、確認なんですけど、49の6と49ページの7の部分で、括弧の3の部分両方ともずれているんです。この括弧の3の意味が、大きい括弧というか、その上の括弧も同じ括弧なんです。この部分は、この真ん中に来ているというのは、どっちの括弧に引っかかっているのかの確認と、ずれているのであれば修正する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その点についての回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課の則行でございます。この分につきましては、49ページの6の下から3行目の括弧3でございますが、この部分につきましては、イにかかる部分の括弧3ということで、これはずれております。修正をお願いいたしたいと思っております。

それと、49ページの7の括弧3につきましても、これもエの項目の括弧3ということですので、修正をお願いいたします。申しわけございません。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

ほかにございませんか。西畑さん。

○議員（10番 西畑イツミ君） 49ページの6から49ページの7にかけて、特定継続世帯という名称がありますが、この特定継続世帯というのは、どういう世帯か教えてください。

○議長（田村 兼光君） 田村税務課長。

○税務課長（田村 一美君） 税務課、田村です。特定継続世帯の説明をいたします。

特定継続世帯とは、国保から後期高齢者に移行した人です。それで、被保険者でなくなったものが恒久処置を受けるものでございます。そういう世帯です。後期高齢者が1人抜けたために被保険者が1人残ったケースがあります。そういう世帯をいいます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（10番 西畑イツミ君） そうすると、同一家庭の中で1人が後期高齢者制度のほうに移行したために、残った人を特定継続世帯というんですか。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

○議員（１０番 西畑イツミ君） わかりました。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第４９号について採決を行います。

議案第４９号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第４９号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第９． 議案第５０号

○議長（田村 兼光君） 日程第９、議案第５０号平成２５年度築上町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。中野財政課長。

○財政課長（中野 誠一君） 議案第５０号平成２５年度築上町一般会計補正予算（第２号）について、地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２５年度築上町一般会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

平成２５年６月６日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第５０号は、平成２５年度築上町一般会計補正予算（第２号）でございます。本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額９億５１０万円に１億３８０万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を９億７億８９０万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金１、０００万円、これは私立保育園の待遇改善をするものでございます。

それから、放課後児童クラブ室建設事業費８億１８万４、０００円、防衛施設周辺民生安定施設整備事業３、５６９万３、０００円、それから、商品券のプレミアム販売事業助成金５００万円ということでございます。

これに充てる歳入の主なものは、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金２、４０１万円、安心子ども基金事業補助金１、４４８万２、０００円、それから、前年度の繰越金を５、７０７万



5,000円ということでしたところでございます。

それと、あともう1件、債務負担行為の設定を1件させていただいております。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第12. 議案第53号

日程第13. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第10、議案第51号築上町築城共同育苗施設条例の制定についてから日程第13、議案第54号築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第51号から議案第54号までは一括上程することに決定しました。

日程第10、議案第51号築上町築城共同育苗施設条例の制定についてから、日程第13、議案第54号築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第51号築上町築城共同育苗施設条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第52号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第53号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第54号築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成25年6月6日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第51号は、築上町築城共同育苗施設条例の制定についてでございます。

本条例案は、旧築城町で同和対策事業により設置された農業施設であり、施設を効果的に活用

する必要があるため、条例を制定するものでございます。

なお、本来なら設置時に条例制定をやっておかなきゃならんのが、今までこれが無法地にされておったという状況もでございます。今回これがわかりましたのも指定管理をJAにしようということで、条例を探したところ条例が見当たらないというようなこともございまして、合併時に気がついておればよかったんですけど、これも気がつかなかったということで、これは事務の不徳のいたすところでございまして、早急に条例化する必要があるということで、条例化させていただいているところでございます。

よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第52号築上町税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行されたために、築上町税条例の一部を改正する必要があります。

主な改正事項といたしましては、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長、延滞金に関する経過措置、公益法人に関する町民税の課税に関する経過措置等についての改正でございます。

よろしく御審議いただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第53号築上町農業公園条例の一部を改正する条例の制定についてということで、本条例は、来園者により利用しやすいような条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第54号築上町学校施設耐震診断基金条例を廃止する条例の制定について、本条例案は、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則及び再編交付金交付要綱により積み立てをした基金でございますが、学校施設の耐震診断が平成24年度で全て終え、当初の目的を達成いたしました。本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議のいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

---

#### 日程第14. 議案第55号

○議長（田村 兼光君） 日程第14、議案第55号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第55号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理

者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求める。

平成25年6月6日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第55号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで、先ほど議案第51号で提案をさせていただきました条例に関連するものでございますが、今までは、この施設を委託管理でしておりましたが、今年度から指定管理をしていこうと、このような考え方で、この議案を提案させていただいたところでございます。

よろしく御審議いただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） これで説明が終わりました。

---

#### 日程第15. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第15、議案第56号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更については、組合規約の案件です。よって、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第15、議案第56号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第56号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

平成25年6月6日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第56号は、豊築地区の障害区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約の制定でございます。

本議案は、国の障害者自立支援法第15条を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるということで法が変わりましたので、これの規約を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第56号について採決を行います。

議案第56号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前10時48分散会

---